

# 介護業務における労働環境改善支援事業 募集要項

## 1 事業の概要

### (1) 目的

介護保険施設及び指定介護保険サービス事業所における介護ロボットの導入に対して補助を行い、介護職員の負担軽減や業務効率化を図ることにより、介護業務における労働環境の改善を支援する。

### (2) 対象施設

#### ① 介護ロボット等

介護保険施設、指定介護保険サービス事業所（居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）

#### ② 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備

介護保険施設（特別養護老人ホーム（地域密着型を含む。）、介護老人保健施設及び介護医療院（介護療養型医療施設は除く。）

### (3) 対象となる事業内容

#### ① 介護ロボット等

次のいずれかに該当する介護ロボット等であり、別に定める介護職員の負担軽減・業務効率化等に有用であると知事が認めるもの。

- ・ 移乗介助
- ・ 移動支援
- ・ 排泄支援
- ・ 見守り・コミュニケーション支援
- ・ 入浴支援
- ・ 介護業務支援

#### ② 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備

見守り機器を効果的に活用するために必要な、以下の通信環境の整備

- ・ Wi-Fi環境の整備
- ・ 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど、効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムの導入

### (4) 補助対象経費及び補助基準額等

#### ① 介護ロボット等

補助対象経費	①移乗介助、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション支援、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかに該当する介護ロボットの購入に要する経費、又は自動排泄処理機をリースする場合の消耗品費（尿吸引パッド、リース期間中1日1枚、上限1年分） ※ 介護ロボット等は、申請に基づき、介護職員の負担軽減・業務効率化等に有用であると知事が認めるものに限る。 ※ 消費税は除く
--------	--

補助基準額	1台当たり対象経費の1/2以内	
	※1 上限は以下のとおり	
	介護ロボット等	上限額
	移乗介助（装着型・非装着型） 入浴支援	100万円
	上記以外	30万円
※2 補助上限台数：知事が認める台数		

② 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備

補助対象経費	<p>① Wi-Fi環境の整備 配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など</p> <p>② インカム 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど、効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi非対応型のインカムを含む）</p> <p>※ 消費税は除く。</p>
補助基準額	<p>1施設当たり対象経費の1/2以内</p> <p>※ 上限750万円</p>

2 事業実施の流れ

(1) 介護ロボット等導入・通信環境の整備までのプロセス

介護ロボット等の導入、見守りセンサーの導入に伴う通信環境の整備に当たり、以下の手順に従って実施すること。

- ① 施設・事業所における業務改善が必要な現状や取り組むべき課題を抽出
- ② 導入委員会の開催により、必要な介護ロボット等の選定  
介護ロボット導入に当たり、必ず開催することとし、担当する介護職員等の意見を踏まえて議論すること。
- ③ 介護ロボット等の導入、通信環境の整備  
原則、入札または見積もり合わせ（2社以上）により購入業者・整備業者を決定すること。
- ④ 担当職員への事前研修  
介護ロボット等を導入する利用者を担当する介護職員等に対して事前研修を実施し、操作方法について熟知させること。

(2) 事業実施後の報告

事業の取組結果について、別に通知するところにより以下内容について報告すること。

- ① 導入年度  
介護ロボット等導入報告書、介護ロボット導入に関するアンケート  
※ 介護ロボット導入に関するアンケートについては、導入した介護ロボット等（通信環境整備を除く）を利用した職員全員が記入し、記入内容について施設・事業所単位で取りまとめること。
- ② 導入翌年度より3か年度の間  
介護ロボット等使用状況報告書

### 3 申請等の手続き

#### (1) 事前協議書の提出

- ① 提出書類  
介護ロボット等導入計画書  
※ 電子申請システムを通じて提出すること。  
介護ロボット等  
URL: <https://www.shinsei.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/dform.do?id=1594967002980>  
通信環境整備  
URL: <https://www.shinsei.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/dform.do?id=1594978016356>

#### ② 申請期間

**令和2年8月1日（土）から8月31日（月）17時まで**

- ※ 申請期間終了時刻になった時点で、受付フォームは公開終了となるので留意すること。

#### (2) 審査・補助対象事業者の決定

提出のあった導入計画書を基に、県で審査を行い、補助対象事業者を決定する。

補助対象事業者となった事業者については、「兵庫県介護業務における労働環境改善・生産性向上支援事業実施要綱」及び「兵庫県健康福祉部補助金交付要綱」に従って事業を実施すること。

また、補助対象事業者は、別途通知により補助金交付申請手続きを行うこと。

#### (3) 手続きに当たっての留意事項

- ① 事前協議書の提出については、サービス種別単位で作成すること。  
なお、補助金交付申請手続きについては、施設・事業所単位で申請を予定していること。  
(例) 特別養護老人ホーム、認知症GH、通所介護の併設施設の場合  
事前協議・・・特別養護老人ホーム、認知症GH、通所介護それぞれで申請  
補助金申請・・・一つの交付申請書で提出
- ② 事業の実施については、事業採択後に行うこと。  
※ 事前着手した場合は補助の対象とならないことに留意すること。  
ただし、2(1)①及び②についてはこの限りでない。
- ③ 介護ロボット等導入計画書については、施設・事業所が自ら作成すること。

※ 販売業者を通じて申請手続き等を行う場合は、補助対象施設・事業所から除外することもあるので留意すること。

## 5 その他

事業実施に当たり、県実施要綱及び補助金交付要綱に定めるもののほか、厚生労働省が定める「介護ロボット導入支援事業実施要綱」に記載された内容についても遵守すること。

## 6 問い合わせ先

兵庫県 健康福祉部 少子高齢局 高齢政策課  
介護基盤整備班（高年施設担当）  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1  
TEL：078-341-7711（内線 2950）  
Eメール：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp